

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第30号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立体育施設管理規則の一部を改正する規則（スポーツ振興課）	1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県立体育施設管理規則の一部を改正する規則（規則第18号）

兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正により、全ての兵庫県立体育施設（以下「体育施設」という。）を知事が所管することとなることに伴い、体育施設の管理に関して、休館日、利用の許可の手續、利用料金の基準額等について必要な事項を定めることとした。

規 則

兵庫県立体育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第18号

兵庫県立体育施設管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立体育施設管理規則（平成24年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「兵庫県立文化体育館に限る。」を削る。

第2条第1項を次のように改める。

体育施設の休館日は、次の表に掲げるとおりとする。

体育施設	休館日
1 兵庫県立文化体育館	(1) 毎月第1月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日） (2) 12月28日から翌年の1月4日までの間において、知事が定める日
2 兵庫県立神戸西テニスコート	(1) 毎月第1火曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日） (2) 1の項(2)に掲げる日
3 兵庫県立総合体育館、兵庫県立海洋体育館、兵庫県立弓道場及び兵庫県立武道館	(1) 月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日） (2) 1の項(2)に掲げる日

第6条第1項中「(様式第1号)又は兵庫県立文化体育館利便施設事業申請書(様式第2号)」を「、兵庫県立神戸西テニスコート利用許可申請書、兵庫県立総合体育館利用許可申請書、兵庫県立海洋体育館利用許可申請書、兵庫県立弓道場利用許可申請書、兵庫県立武道館利用許可申請書又は兵庫県立体育施設利便施設事業申請書」に改め、同項ただし書中「体育室、多目的室、格技室若しくはプール」を「体育施設の施設(兵庫県立

弓道場の射場を除く。第8条第1項において同じ。)に改め、「請求することをもって」の右に「、コインシャワーを利用する場合にあっては所定の利用に係る料金を当該コインシャワーに投入することをもって」を加え、同条第2項中「兵庫県立文化体育館利便施設事業申請書」を「兵庫県立体育施設利便施設事業申請書」に改め、同条第3項中「兵庫県立文化体育館利用許可申請書は、体育施設の施設を利用しようとする日の1年前の日の属する月の初日」を「利用許可申請書（兵庫県立体育施設利便施設事業申請書を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 兵庫県立文化体育館又は兵庫県立総合体育館の施設を利用しようとする場合 利用しようとする日の1年前の日の属する月の初日
- (2) 兵庫県立海洋体育館、兵庫県立弓道場又は兵庫県立武道館の施設を利用しようとする場合 利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日
- (3) 兵庫県立神戸西テニスコートの施設を利用しようとする場合 利用しようとする日の2月前の日の属する月の初日

第6条第4項中「様式第3号。」を削る。

第8条第1項中「兵庫県立文化体育館利用許可書」を「兵庫県立体育施設利用許可書」に改め、同項ただし書中「体育室、多目的室、格技室若しくはプール」を「体育施設の施設」に改める。

第10条第1項中「兵庫県立文化体育館利用内容変更承認申請書（様式第4号）又は兵庫県立文化体育館利便施設事業内容変更承認申請書（様式第5号）」を「兵庫県立体育施設利用内容変更承認申請書又は兵庫県立体育施設利便施設事業内容変更承認申請書」に改める。

第11条中「別表1の部」を「別表」に改める。

第13条を第14条とする。

第12条ただし書中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（書類の様式）

第12条 この規則の規定により知事に提出すべき書類の様式は、知事が別に定める。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

1 兵庫県立文化体育館

- (i) 多目的ホール等を平日に専用利用する場合の利用料金の基準額

区分				基準額					
				開館時刻から12時まで	13時から17時まで	18時から閉館時刻まで	開館時刻から17時まで	13時から閉館時刻まで	開館時刻から閉館時刻まで
多目的ホール	入場料その他これに類するものを徴収しない場合	文化活動等に利用する場合	全部利用	円	円	円	円	円	円
			一部利用	31,600	42,100	47,400	73,700	89,500	121,100
	体育・スポーツに利用する場合	全部利用	18,600	24,900	28,100	43,500	53,000	71,600	
		一部利用	6,600	8,800	9,900	15,400	18,700	25,300	
	入場料その他これに類する	文化活動等に利用する場合	全部利用	56,800	75,800	85,300	132,600	161,100	217,900
			一部利用	35,100	46,900	52,700	82,000	99,600	134,700

ものを徴収する場合	体育・スポーツに利用する場合	全部利用	33,500	44,700	50,300	78,200	95,000	128,500
		一部利用	11,800	15,900	17,800	27,700	33,700	45,500
小ホール			4,000	5,400	6,000	9,400	11,400	15,400
体育室			5,900	8,000	9,000	13,900	17,000	22,900
多目的室			3,200	4,200	4,800	7,400	9,000	12,200
格技室			2,600	3,400	3,800	6,000	7,200	9,800

(2) 附属設備の利用料金の基準額

附属設備		基準額	
楽器	グランドピアノ (A)	1台につき7,500円	
	グランドピアノ (B)	1台につき5,000円	
体育設備及び器具等 (多目的ホール)	体操競技用設備	鉄棒	1台につき500円
		つり輪	1組につき500円
		平行棒	1台につき500円
		跳馬	1台につき500円
		あん馬	1台につき500円
		段違い平行棒	1台につき500円
		平均台	1台につき500円
		跳馬用助走路	1組につき300円
		踏切板	1枚につき100円
	移動式バスケット台		1対につき1,500円
	バレーボール用支柱 (ネットを含む。)		1組につき500円
	テニス用支柱 (ネットを含む。)		1組につき500円
	バドミントン用支柱 (ネットを含む。)		1組につき300円
	卓球台 (サポートネットを含む。)		1台につき300円
	卓球用スクリーン		1台につき50円
	柔道用畳		1畳につき50円
	得点表示装置		1対につき3,200円
	24秒・30秒ルール装置		1対につき500円
	審判台		1台につき200円
	得点板		1台につき200円

	対戦表示板	1台につき200円
	その他の器具等	1個につき100円
駐車場	大型車（乗車定員30人以上又は車両総重量8トン以上の自動車をいう。以下同じ。）	1台1回につき1,600円
	中型車（乗車定員11人以上30人未満又は車両総重量4トン以上8トン未満の自動車をいう。以下同じ。）	1台1回につき800円
	小型車（大型車及び中型車以外の自動車（自動二輪車を除く。）をいう。以下同じ。）	1台1回につき500円
その他	暖房設備（多目的ホール）	1時間につき15,700円
	暖房設備（体育室）	1時間につき5,400円
	冷房設備（多目的ホール）	1時間につき10,500円
	冷房設備（体育室）	1時間につき3,700円
	持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき250円
	持込み電気器具用コンセント（録音器具を持込む場合）	持込み器具1式につき2,100円
	持込み電気器具用コンセント（録画器具を持込む場合）	持込み器具1式につき3,200円
	持込み電気器具用コンセント（ミキシングセットを持込む場合）	持込み器具1式につき5,200円

備考 1 ピアノの調律は、利用者が行うこと。

2 冷房設備又は暖房設備を利用する場合において、利用の時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

3 持込み電気器具用コンセントを利用する場合の1キロワットとは、持込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、当該定格消費電力量の合計量に1キロワットに満たない端数があるときは、これを1キロワットとする。

(3) 受講に係る料金の基準額

区分	基準額	備考
体育室を利用する講座	1人1講座につき6,300円	小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。以下同じ。）並びに就学前の者が受講する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。
プールを利用する講座	1人1講座につき12,500円	
研修室を利用する講座	1人1講座につき12,500円	
トレーニング室を利用する講座	1人1講座につき10,500円	

2 兵庫県立神戸西テニスコート

(1) テニスコートを平日に専用利用する場合の利用料金の基準額

区分	基準額
テニスコート	1面1時間につき450円

(2) 附属設備の利用料金の基準額

区分	基準額
駐車場	1台1時間につき100円
照明設備	30分につき200円

(3) 受講に係る料金の基準額

区分	基準額		受講者
ジュニアコース	9時から18時まで	1人1講座1月につき5,700円	小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。以下同じ。）並びに就学前の者に限る。
	18時から21時まで	1人1講座1月につき6,100円	
初心者コース	9時から18時まで	1人1講座1月につき3,800円	
	18時から21時まで	1人1講座1月につき4,200円	
その他のコース	9時から18時まで	1人1講座1月につき5,300円	
	18時から21時まで	1人1講座1月につき5,800円	

3 兵庫県立総合体育館

(1) スポーツ施設を平日に専用利用する場合の利用料金の基準額

区分				基準額					
				9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
大 体 育 室	入 場 料 の 他 に 類 す る の 徴 し な い 場 合	体育・スポーツに利用する場合	全部利用	円 24,600	円 32,700	円 36,900	円 57,300	円 69,600	円 94,200
			一部利用	12,300	16,400	18,500	28,700	34,900	47,200
		その他に利用する場合	全部利用	36,900	49,200	55,400	86,100	104,600	141,500
	入 場 料 の 他 に 類 す る の 徴 を 取 な い 場 合	体育・スポーツに利用する場合	全部利用	44,200	59,000	66,600	103,200	125,600	169,800
			一部利用	22,200	29,400	33,300	51,600	62,700	84,900
		その他に利用	全部利用	66,600	88,400	99,800	155,000	188,200	254,800

収 入 場 合	す る 場 合	一 部 利 用	44,200	59,000	66,600	103,200	125,500	169,800
中体育室			5,800	7,700	8,600	13,500	16,300	22,100
小体育室			4,100	5,400	6,200	9,500	11,600	15,700
格技室			4,100	5,400	6,200	9,500	11,600	15,700

(2) 附属設備の利用料金の基準額

区分		基準額	備考	
駐車場	大型車	1台1回につき1,600円		
	中型車	1台1回につき800円		
	小型車	1台1回につき500円		
体育設備及び器具等	体操競技	ゆか	1組につき2,100円	
		その他の種目	1組につき500円	
		跳馬用助走路	1組につき300円	
	トランポリン		1台につき1,000円	
	移動式バスケット台		1対につき1,500円	
	ハンドボール用ゴール(ネットを含む。)		1対につき1,500円	
	テニス用支柱(ネットを含む。)		1組につき500円	
	バレーボール用支柱(ネットを含む。)		1組につき500円	
	バドミントン用支柱(ネットを含む。)		1組につき300円	
	卓球台(ネットを含む。)		1台につき300円	
	卓球用スクリーン		1台につき50円	
	審判台		1台につき200円	
	得点板		1台につき200円	
	電光得点表示装置		1対につき3,200円	
	24秒・30秒ルール装置		1対につき500円	
その他の器具又は用具		1個につき100円		
その他	持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき250円	1 持込み電気器具用コンセントを利用する場合の1キロワ	

照明（全部点灯）	1時間につき2,600円	ットとは、持込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、当該定格消費電力量の合計量に1キロワットに満たない端数があるときは、これを1キロワットとする。 2 「全部点灯」とは、大体育室の電灯を全部利用する場合をいう。 3 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。
冷房（大体育室）	1時間につき15,700円	
冷房（中体育室）	1時間につき4,900円	
冷房（小体育室）	1時間につき2,400円	
冷房（格技室A）	1時間につき700円	
冷房（格技室B）	1時間につき700円	
暖房（大体育室）	1時間につき12,500円	
暖房（中体育室）	1時間につき4,000円	
暖房（小体育室）	1時間につき2,000円	
暖房（格技室A）	1時間につき600円	

(3) 受講に係る料金の基準額

区分		基準額	備考
スポーツ施設を利用する講座	トレーニング室	1人1講座につき10,500円	小学校の児童及び中学校の生徒並びに就学前の者が受講する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。
	体育室及び格技室	1人1講座につき6,300円	
スポーツ施設及び研修室を利用する講座		1人1講座につき6,300円	
研修室を利用する講座		1人1講座につき4,700円	

4 兵庫県立海洋体育館

(1) ヨット、カヌー及びボートの利用料金の基準額

区分		基準額	備考
ヨット	470	1艇1時間につき900円	1 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒が利用する場合（指導者が、指導のためにヨット等に同乗する場合を含む。）は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。 2 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。 3 1により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。
	スナイプ	1艇1時間につき800円	
	フライングジュニア	1艇1時間につき800円	
	6人用練習艇	1艇1時間につき1,000円	
	2人用練習艇	1艇1時間につき600円	
	1人用練習艇	1艇1時間につき400円	
	少年1人用練習艇	1艇1時間につき350円	
カヌー	カナディアンカヌー	1艇1時間につき450円	
	カヤック	1艇1時間につき350円	
ボート	ナックルフォア	1艇1時間につき1,200円	
	シェルフォア	1艇1時間につき1,200円	

ダブルスカル	1艇1時間につき700円
シングルスカル	1艇1時間につき450円

(2) 受講に係る料金の基準額

区分	基準額	備考
ヨットを利用する講座	1人1講座1日につき4,500円	小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒が受講する場合は、左欄に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
カヌーを利用する講座	1人1講座1日につき4,500円	
ボートを利用する講座	1人1講座1日につき2,300円	

5 兵庫県立弓道場

(1) 附属設備の利用料金の基準額

区分	基準額	備考
持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき250円	持込み電気器具用コンセントを利用する場合の1キロワットとは、持込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、当該定格消費電力量の合計量に1キロワットに満たない端数があるときは、これを1キロワットとする。
コインシャワー	5分につき100円	

(2) 受講に係る料金の基準額

区分	基準額	備考
弓道に関する講座	1人1講座につき6,300円	小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒が受講する場合は、左欄に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

6 兵庫県立武道館

(1) 附属設備の利用料金の基準額

区分	基準額	備考	
器具等	電光得点表示装置	1対につき3,200円	
	得点板	1台につき200円	
	タイマー	1対につき500円	
	その他の器具等	1個につき100円	
その他	持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき250円	1 持込み電気器具用コンセントを利用する場合の1キロワットとは、持込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、当該定格消
	持込み電気器具用コンセント (録音器具を持込む場合)	持込み器具1式につき2,100円	
	持込み電気器具用コンセント (録画器具を持込む場合)	持込み器具1式につき3,200円	

持込み電気器具用コンセント (ミキシングセットを持込む場合)	持込み器具1式につき5,200円	費電力量の合計量に1キロワットに満たない端数があるときは、これを1キロワットとする。 2 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。
大型映像装置	1時間につき9,500円	
暖房設備(第1道場)	1時間につき10,500円	
暖房設備(第2道場)	1時間につき6,300円	
冷房設備(第1道場)	1時間につき10,500円	
冷房設備(第2道場)	1時間につき6,300円	

(2) 受講に係る料金の基準額

区分		基準額	備考
実技に関する講座	入門コース	1人1講座につき3,600円	1 小学校の児童及び中学校の生徒並びに就学前の者が受講する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。 2 1により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。
	一般コース	1人1講座につき4,500円	
	上級コース	1人1講座につき9,000円	
	錬成コース	1人1講座につき450円	
実技以外に関する講座		1人1講座につき900円	

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に兵庫県立体育施設管理規則を廃止する規則(令和6年兵庫県教育委員会規則第5号)による廃止前の兵庫県立体育施設管理規則(平成24年兵庫県教育委員会規則第9号)によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の兵庫県立体育施設管理規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。